１．調達の目的

医薬品等電子申請オンラインシステムは、医薬品製造販売業等の審査事務の合理化、迅速化等を目的とし、厚生労働省及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構、都道府県等を専用回線で接続し利用しているシステムである。今般、当該システム用端末機器等のリース満了に伴い、端末機器等の置き換えを行う。

２．調達の概要

①調達業務名

「医薬品等電子申請オンラインシステム機器等の借入れ」

②借入期間

令和２年３月１日から令和７年２月２８日（６０ヶ月）

③履行場所

奈良県福祉医療部医療政策局薬務課内　（奈良県庁本庁舎　３階）

④調達業務内容

・機器等の仕様に記載する機器等の賃貸借

・機器等の搬入、設置、機器等と他機器間とのオンライン接続及びデータ移行等

・機器等の保守

３．機器等の仕様

①機器及び数量

分類	機器名	設置場所	台数
A	デスクトップＰＣ	上記と同じ 奈良県医療政策部薬務課内 （奈良県庁本庁舎　３階）	１台
B	ノートＰＣ		２台
C	プリンタ		１式
D	ネットワーク機器		１台
E	バックアップ装置		１式
F	ソフトウェア		３式

②共通仕様

仕様内容
・機器は、未使用のものであること。
・機器及び指定するソフトウェアが全て問題なく作動すること。
・ソフトウェアライセンスは県に使用権があり、適法に使用できること。
・各ソフトウェアのライセンスは、借入期間分を納入すること。
・各ソフトウェアについて、ライセンス保有状況がわかる書類を提出すること。

③個別仕様

Ａ　デスクトップＰＣ

機器の種類	仕様内容
①本体	・形状はデスクトップ型であること。 ・ＰＣ／ＡＴ互換機であること。 ・ＣＰＵは、Intel Core i5-9500(3.0GHz)以上又は同等のものを装備すること。 ・メインメモリは、8GB 以上であること。 ・内蔵記憶媒体は、SSD128GB 及び HDD500GB 以上のものを装備すること。 ・FDD、DVD スーパーマルチドライブを装備すること。(FDD は外付けでも可能) ・LAN インターフェースは、100BASE/TX/10BASE/T 対応したネットワークアダプタのポートを装着していること。 ・USB2.0 以上の外部インターフェースを４ポート以上装着すること。 ・A-②（以下）に記載のディスプレイが接続でき、キーボード、マウスが接続できること。
②ディスプレイ	・１７インチ以上の TFT カラー液晶であること。 ・解像度は、1024×769 ドット以上での表示が可能であり、解像度は 1677 万色以上の表示が可能であること。
③マウス/キーボード	・キーボードは、日本語 JIS 準拠であること。 ・キーボードは、テンキー付きとすること。 ・マウスは、光学式マウスであること。
④OS	Windows 10 Professional であること。
⑤バックアップ装置	以下「Ｅ　バックアップ装置」を接続すること。

Ｂ　ノートＰＣ

機器の種類	仕様内容
①　本体	・ＰＣ／ＡＴ互換機であること。 ・ＣＰＵは、Intel Core i5-8200(12.5 Hz)以上又は同等のものを装備すること。 ・メインメモリは、8GB 以上であること。 ・内蔵記憶媒体は、SSD500GB 以上のものを装備すること。 ・FDD、DVD スーパーマルチドライブを装備すること。(いずれも外付けでも

	可能） ・LAN インターフェースは、100BASE/TX/10BASE/T に対応したネットワークアダプタのポートを装着していること。 ・USB2.0 以上の外部インターフェースを 3 ポート以上装着すること。 ・ディスプレイは、12～15 インチ程度の TFT カラー液晶であること。 ・解像度は、1024×769 ドット以上の表示が可能であり、解像度は 1677 万色以上の表示が可能であること。
②マウス/キーボード	・キーボードは、日本語 JIS 準拠であること。 ・マウスは、光学式マウスであること。
② OS	Windows 10 Professional であること。

C　プリンタ

機器の種類	仕様内容
① 本体	機種は、CANON 製モノクロレーザープリンターSatera/322i とし、以下の構成とすること。 ・増設カセット　640 枚ペーパーフィーダ　PF-C1 を有すること。

D　ネットワーク機器

機器の種類	仕様内容
① 本体	CentreCOM GS908TPL V2 レイヤー2 スイッチ程度のスイッチングハブ。
② LAN ケーブル	ツイストペアケーブル　エンハンスド・カテゴリー５以上であること。 （100BASE/TX/10BASE/T 対応であること） ３～１５ｍまでの適当な長さの LAN ケーブルを必要数量用意すること。
③ OA タップ	コンセントが、6 口以上接続可能であること。 コードは 5m 以上であること。 コンセント形状に、ホコリ防止シャッター機能があること。 （その他、ホコリを防止する機能であれば差し支えない） 火災予防装置がついていること。 数量は、１つ用意すること。

E　バックアップ装置

機器の種類	仕様内容
① 本体	外付け HDD として、次の仕様であること。 ・USB2.0 以上で接続可能な外付け HDD であること。 ・容量 1TB 以上であること。 ・上記の「Ａ　デスクトップＰＣ」と容易に接続できること。

F　ソフトウェア

ソフトの種類	仕様内容
①　OS	マイクロソフト製 Windows 10 Professional
②　OA ソフト	マイクロソフト製 Microsoft Office 2019 Professional Plus OPEN Government
③AP ソフト	日本ユニシス製 TIPPLER/V　TerminalServerRuntime(1)
④CAL ソフト	マイクロソフト製 Microsoft Windows Server 2019 CAL OPEN Government Device CAL
⑤CAL ソフト	マイクロソフト製 Microsoft SQL Server 2017 CAL OPEN Government Device CAL
⑥CAL ソフト	マイクロソフト製 Microsoft Windows Remote Desktop Services 2019 CAL OPEN Government Device CAL
⑦ウイルス対策ソフト	シマンテック製 Symantec Endpoint Protection Subscription 新規 ACD-GOV 1-24
⑧ブラウザ	マイクロソフト製 Microsoft Internet Explorer 11 以上であること
⑨ランタイムソフト	マイクロソフト製 Microsoft Silverlight 5 ランタイム
⑩ランタイムソフト	Microsoft .NET Framework4.5.2
⑪PDF ビューア	アドビ製 Adobe Acrobat Reader
⑫申請ソフト	厚生労働省　製 医薬品等電子申請ソフト（契約後、県より配布）
⑬バックアップ	ベリタス製 SYSTEM RECOVERY DESKTOP ED WIN 1 DEVICE BUSINESS PACK ［メディア版］新規／追加ライセンス

④設定

・国が設置するネットワークにつながっている既存のルータ（調達対象外）に接続すること。

・リモートデスクトップ機能により、国設置ターミナルサーバにアクセスし、業務稼働で

きるように設定を行うこと。
・薬務課内に設置したプリンタへリモートデスクトップ先から印刷が行えるように設定を行うこと。
・設置・導入・ネットワーク設定を行い、業務可能な状態とすること。
・各機器の設定値、ログイン ID、パスワード等の情報をドキュメント化し、紙・電子媒体を各2部納品すること。
・ベリタス製の SYSTEM RECOVERY DESKTOP ED WIN 1 DEVICE BUSINESS PACK を使用し、外付けUSB-HDDにPCのハードディスク導入後状態のバックアップを取得すること。
（上記の各種設定方法については、別添資料「次期申請・審査システム【都道府県・本省・厚生局向け】次期システム端末設定手順書　本番用」を参照のこと。なお、設定に必要なパスワード等は、契約後に提示する。）

⑤ 設置仕様
・設置作業は、令和2年2月25日（火）までに作業を完了すること。
その後、令和2年2月26日（水）から令和2年2月28日（金）までに、④に記載の内容を含む設置機器の設定、調整、データ移行テストを実施すること。
・機器等の設置及び納品にあたっては、搬入及びこれに付随する作業、部品及び消耗品に要する費用についても負担すること。
・作業は、平日午前8時30分から午後5時15分までの間に行うことを原則とする。
なお、この時間以外に作業を行う場合には、その都度、事前に県と協議し作業時間を決定するものとすること。
・機器を利用可能な状態で県が指定する場所に設置すること。
・機器が正常に動作することを確認すること。
・機器を梱包している箱等は、納品完了時に撤去・処分すること。

⑥保守等
a)保守の範囲
・本仕様書により、整備する機器を保守すること。
b)保守の期間及び保守対応期間
・保守対象の期間は、令和2年3月1日（日）～令和7年2月28日（金）までとすること。ただし、保守対象の期間以前の設置機器の設定、調整、データ移行テストにおいて、不具合が生じた場合も速やかに対応すること。
・保守受付及び保守作業は、契約日から令和7年2月28日（金）までは、平日午前8時30分から午後5時15分までを原則とすること。（ただし、12月29日～1月３日を除く。）
なお、サマータイム制度を導入した場合には、平日午前8時から午後4時45分まで

を原則とすること。

この他、県の開庁時間が変更になった場合には、その時間に沿った形で保守受付及び保守作業を行うこと。

c)機器の保守対応

・故意又は重大な過失による障害を除き、機器を常時正常な状態で使用できるよう保守すること。

なお、本県執務室内等での通常の使用状態における以下に示す事由による障害は、故意の場合を除き重大な過失とはみなさない。

ア．水、粉塵またはこれらに類するものが、機器の内部に侵入することによる障害

イ．機器の転落、機器への他の物品の転落またはこれに類する事由による障害

ウ．FD、CD-ROM、DVD-ROM 等の媒体及びこれに類するものを使用する際に発生した障害

・機器に障害が発生した場合には、速やかに復旧すること。

・保守作業は、原則として機器の設置場所で行うこと。

・奈良県及び保守業者等との窓口を設置すること。

・障害時の連絡・切り分け対応、問診を速やかに行うこと。

・不良部分の切り分け及び交換を行うとともに、速やかに必要に応じて納入ソフトウェアの回復に協力すること。

・納入機器のファームウェア、ドライバ、パッチ等の改良版の提供及び実施を行うこと。

・整備する機器のマニュアルを 1 部以上提供すること。

・整備する機器の設定情報の参照方法、ネットワーク設定方法、予備品との切替方法など運用に必要な内容について利用説明書を 1 部以上提出するとととともに、整備する機器の操作に関する技術を指導すること。

・機器の障害連絡を受けたとき、保守対象機器に障害がある場合については速やかに復旧作業に着手し、機器の取替え又は復旧を行うこと。

・保守部品の供給が可能で、適切かつ迅速な対応が可能であること。

・保守拠点には、常時保守要員が待機しており、修理、点検、保守、その他アフターサービスについて、適切かつ迅速な対応が可能であること。

d)その他

・機器及び機器の相互接続における不具合について県から連絡があった場合は、速やかに県と協議して原因切り分け作業を行うとともに、復旧に努めること。復旧後は、障害内容、原因、講じた対策等について記載した書面による障害報告を行うこと。

・保守に係る経費は別途負担しないので、交通費、作業費等の経費も契約金額に含むこと。

⑦撤去

a)回収

・本契約にて調達する機器の撤去時は、受託者が費用を負担し、責任をもって撤去すること。

b)廃棄

・撤去した機器は、適切に処分すること。

・撤去した機器の機器等に保存されたデータが復元不可能となるように物理的な破壊または磁気的な破壊の方法により完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を提出すること。なお、これらにかかる費用は、受託者の負担とする。

⑧その他

・賃貸借機器及びソフトウェアに関するバージョンアップ及び障害情報等の県に必要な情報は、速やかに県に提供し、機器の運用及び改善について協力すること。

・本仕様書に明記されていない細部の事項については、県の指示に従うこと。

「医薬品等電子申請オンラインシステム機器等の借入れ」に関する仕様書

奈良県福祉医療部医療政策局薬務課